下この(7)、(8)及び(4)において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この(7)、(8)及び(5)において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金に係るものを除く。）を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この(7)において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

(8)～(16)　［略］

7～9　［省］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（非化石エネルギー源の利用の目標の達成のための計画の提出） **第三条**　法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後四月以内に、様式第一による非化石エネルギー源の利用目標達成計画に次の各号に掲げる資料を添えて行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第二により、計画の変更を提出しなければならない。 一　非化石電源比率の算定の根拠を示す資料 二　非化石電源に係る電気に相当するもの（非化石証書（非化石エネルギー源（法第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の購入その他の方法により非化石電源としての価値を有するものをいう。）の量の内訳を示す資料 2・3　［略］ ［削る］ 4　［略］	（非化石エネルギー源の利用の目標の達成のための計画の提出） **第三条**　法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後四月以内に、様式第一により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第二により、計画の変更を提出しなければならない。 ［新設］ ［新設］ 2・3　［略］ 4　第一項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の九年間に含まれる事業年度の間に限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。 5　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。